

第20回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月） 午前9時30分から午前10時10分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3 番委員	中島	照章
4 番委員	梅野	節子
5 番委員	鳥越	孝広
6 番委員	内野	和幸
7 番委員	境	タヅ代
9 番委員	池端	祥久

4. 欠席委員（1名）

8 番委員 松山 規子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号	非農地証明について
報告第5号	農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第20回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員と3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、2件の申請がございます。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

 1番は、荒れてしまっている樹園地について、〇〇さんの相続財産清算人と周辺耕作者である〇〇さんとの移転がまとまったものでございます。

 2番は、土地処分の意向から現借受人である〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。同時に解約通知が提出されております。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
 次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
 1番案件は7番委員の担当区域でございますので意見ををお願いします。

7番委員 はい。譲受人の〇〇さんは、周辺を耕作されております。また、地域の認定農業者でもあります。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。
次に2番案件は、担当が私ですので意見を述べたいと思います。
〇〇さんは、地域でも一番大きな農家でないかと思います。家族に若い農業者もおられますので、今までの規模であれば問題ないと思います。以上です。

議長 意見を終わり審議に入ります。
まず、1番案件について意見なりご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
1番案件に賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

議長 続きまして2番案件について皆さんから何かございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
2番案件に賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で2番案件は許可することに決定します。

以上で議案第1号を終わり議案第2号に入ります。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について

議長 このことについては、5件の申請があっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。5人所有者から同じ〇〇への転用申請でございます。
受人である〇〇さんは、この度、建設会社に勤めておられましたが、独立開業に伴い、事務所を新大牟田駅近くに構え、近くの農地である申請地を転用し、建設資材置き場並びに駐車場利用との計画で、田の2419平米、畑の2440平米、併せて4859平米でございます。

まず、資料の位置図をご覧ください。新大牟田駅の北東の県道に接した枠で囲んだものが計画地です。新大牟田駅から300メートル以内にあります。また、下側に事業所位置を四角で示しているところです。

申請地の状況ですが、県道に接し、この県道が市街化区域と市街化調整区域の境となっておりまして、県道から東側のため全て市街化調整区域の農地転用となります。農地区分は、駅から300メートル以内のため第3種農地となります。

次に計画図をご覧ください。県道に接する部分を入口とし、奥まで通路を設けられ、それぞれ使い分けの記載がございます。また、計画地内北側には、里道があり東隣にある神社への近道として利用されていることから残して欲しいとの地域住民の声もあるため、そのまま残し砂利敷をするとの予定です。

排水では、ため池を購入しそのまま調整池として活用予定で、山付きであることから暗渠排水を奥側に2本走らせ、このため池に集める計画です。

以上で説明を終わり、本件が許可相当か否か、また付すべき意見の有無について、審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明がございました。

次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。担当は3番委員ですので、お願いします。

3番委員 はい。ここは駅から300メートル以内の第3種農地ということです。ここは日影で湿地帯なので県道の入口側が草刈り管理されているものの奥は荒れていてイノシシの巣になっているような場所です。近隣の方も逆に助かるのではないかと思いますし、水路も整備されるようですし、半年おきに利用確認もあるようなので問題ないと思います。

議長 担当委員の意見を伺いました。次に審議に入ります。

みなさんからご意見、ご質問はございませんか。

6番委員 駅から300メートルとのことですが、地図を見ると駅の北側になっていますが、以前改札口からと聞いた記憶があるのですが。

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の作成で位置が正確でなく申し訳ございません。300メートルの起点は、駅舎がある場合は入口からとなっておりますので、今回の場所については東口が近いことからとなります。また、当駅の西側のものであれば西口からが起点となります。そして、改札口起点は、駅舎がない屋根だけの場合に改札口とされているところでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 他にございませんか。

9 番委員 新規開業とのことですが、稼働状況や従業員数等が判ればお願いします。

事務局 従業員の数は聞いておりませんがご家族経営と伺っております。これからダンプ等の機械を増やしていきたいとの意向です。従業員の直接雇用は考えられておられませんが、仕事が入れば請負の方を雇用すると聞いております。

9 番委員 この方は会社で建設業の経験があるのでしょうか。

事務局 はい。この方は建設会社にお勤めをされておりました、一級建築士でございます。完全に独立し事務所も構えておられます。

議長 よろしいですか。

9 番委員 はい。

議長 他に何かございませんか。

6 番委員 はい。

議長 6 番委員どうぞ。

6 番委員 このため池は公共物なんですよ。

議長 事務局からお願いします。

事務局 こちらは個人所有のため池でございます。今回購入され、今後もため池として活用予定でございます。

議長 よろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 他にございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
許可相当とし付すべき意見もなしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可相当とし、付すべき意見もなしに決定します。
続きまして

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について

議長 このことについては、38件の申請がっております。
なお、19番から32番までは、私に関するもの、33番から38番までは5番委員に関するものであるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は退席願います。
まず1番から18番までの説明を事務局からお願いします。

事務局 最初に資料に誤りがございますので訂正をお願いいたします。貸借期間はすべて正しいのですが、貸借年数項目の訂正でございます。
総会資料の3ページ7番、8番の貸付年数項目「24」を「19」に訂正をお願いいたします。同様に4ページ7番8番、7ページ33番34番、8ページ37番38番も訂正をお願いいたします。

5番委員 35番36番も「19」になります。

事務局 失礼しました。35番36番も訂正願います。
それでは、説明に入りますが、案件が多いため、新規のものを中心とさせていただきます。
1番は、2年ほど前に規模縮小で耕作者不在となっておりますが、貸借がまとまったものでございます。
2番・3番案件は、双方〇〇市の方で以前から耕作実態があった農地を、この度、貸借申請を入れられるものでございます。
4番案件は、耕作者交代のため、後の耕作者が〇〇さんにまとまったものでございます。同時に解約の提出もございます。
5番は、昨年11月に期間満了となり提出が遅れていたものです。今回、申請地内にあったブドウ畑部分を撤去され、全て田として貸し出しの申請となったことから規模拡大を併記しているものです。
6番から11番までは期間満了による手続きが遅れていた更新申請でございま

す。

12番から18番までは利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
このまとめて採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそのようにいたします。
1番から18番までの案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で1番から18番までの案件は許可すること決定致します。
－ 2番委員退室 －

議長 次の5番委員の案件になりますので5番委員は退席をお願いします。
－ 5番委員退室 －

議長 では、33番から38番案件までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。33番から38番案件までは、全て利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。

－ 2番委員着席 －

同時に解約が総会資料14ページ15ページにございます。以上です。
ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)

無いようですので審議を終わり採決に入ります。
33番から38番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

33番から38番案件までは全員賛成で許可に決定致します。
それでは、3番委員の入室をお願いします。

－ 5番委員着席 －

議長 5番委員の案件は許可に決定しました。

議長 次に19番から32番案件に入りますので私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。

－会長退席－

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
19番から32番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。19番から32番案件までは、全て利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

2番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
19番から32番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
19番から32番までの案件は全員賛成で許可することに決定します。
それでは、会長の入室をお願いします。
－会長着席－
会長案件は許可に決定しました。

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 次に

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。リフォーム業者からの資材置場利用での転用届でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

9番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第18条第6号の規定による通知について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。耕作者の体調不良により借受け耕作地を辞められるもので、残存小作の解約でございます。なお、後の耕作者は決まっていない農地でございます。周辺耕作者もおられず荒れているところが多い場所でございます。以上です。

議長 このことについて何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は3条取得申請のための解約、2番は耕作者変更のための解約、3番から29番までは、全て利用権制度廃止に伴う貸借期間変更のための解約でございます。このため、後の耕作者不在のものはございません。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第3号を終わります。次に、

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、山裾での不正形な田と畑の段差の途中にある農地で、道路もなく長期に渡る未耕作地でございます。

2番は、家とお地蔵30体程が祀られた土地でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告第4号を終わります。

報告第5号 農地法第52条の規定による情報の提供について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは毎年1月から12月までの年間の貸借状況を報告しているところです。6年中の動きとしては、無料の使用貸借件数が70パーセントを超えております。今までは、50パーセント前後が多かったのですが、大きく増えております。管理できない方が増え受ける耕作者も減っていることから無料でもよいので管理して欲しいとの流れかと思われます。

また、平均額に関しても全国的なルールとして5件未満はデータ不足としますが、山間部の田、畑で貸借件数そのものが少ない状態にあります。

物納では、山間部の米で一桁代のキロ数という特徴的な変動でないかと思われ、無料化の動きに繋がるものではと考えております。

こちらの数値に関しては、広報紙の3月1日号に掲載予定でございます。以上です。

議長 何かございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、報告第5号を終わります。

議長 これをもちまして第20回総会を終了いたします。

閉会

以上